

奈良県手数料条例及び奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十二号

奈良県手数料条例及び奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

(奈良県手数料条例の一部改正)

第一条 奈良県手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十六の項中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同表十八の項中「千八百円」を「千九百円」に改め、同表二十一の項中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同表二十三の項中「千八百円」を「千九百円」に改め、同表七十四の項中「一万九千円」を「一万七千円」に改め、同表百二の項中「三万七千七百円」を「三万三千九百円」に改め、同表百三の項中「一万七千円」を「一万五千元」に改め、同表百十三の項中「奈良公園観光地域活性化総合特区通訳案内士」を「地域通訳案内士」に改め、同表百十三の二の項及び百十三の三の項中「奈良公園観光地域活性化総合特区通訳案内士登録証」を「地域通訳案内士登録証」に、「奈良公園観光地域活性化総合特区通訳案内士の」を「地域通訳案内士の」に改め、同表百四十七の二の項を次のように改める。

百四十七の二	喀痰吸引等事業者登録申請手数料	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定に基づく喀痰吸引等事業者の登録の申請に対する審査	五百円	登録申請のとき。
--------	-----------------	--	-----	----------

別表第一の百四十七の二の項の次に次のように加える。

百四十七の二	喀痰吸引等事業者登録更新申請手	社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等事業者の登録の更新	五百円	登録更新申請のとき。
--------	-----------------	--	-----	------------

の二	数料	の申請に対する審査		
百四十七の三	喀痰吸引等の認定特定行為業務従事者認定証の交付手数料	社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第一項の規定に基づく喀痰吸引等の認定特定行為業務従事者認定証の交付（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）別表第三第一号の基本研修及び同表第二号の实地研修を修了した者（次項において「研修修了者」という。）に係るものを除く。）	五百円	交付申請のとき。

別表第一の百四十七の四の項中「登録特定行為事業者」を「特定行為事業者」に改め、同表百四十七の五の項中「登録特定行為事業者」を「特定行為事業者」に、「の規定に基づく」を「に規定する」に改め、同表百四十七の十二の項中「第一百五条の十」を「第一百五条の十一」に改め、同表百四十七の十三の項及び百四十七の十四の項を次のように改める。

百四十七の三及び百四十七の十四	削除			
-----------------	----	--	--	--

別表第一の百四十九の三の項を次のように改める。

百四十九の三	介護医療院開設許可手数料	介護保険法第一百七十七条第一項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	六万三千元	許可申請のとき。
--------	--------------	--	-------	----------

別表第一の百四十九の三の項の次に次のように加える。

百四十九の二	介護医療院変更許可手数料	介護保険法第一百七十七条第二項の規定に基づく介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請に対する審査	三万三千元	変更許可申請のとき。
百四十九の三	介護医療院開設許可更新手数料	介護保険法第百八条第一項の規定に基づく介護医療院の許可の更新の申請に対する審査	二万四千元	更新申請のとき。

別表第一の百四十九の四の項中「介護保険法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法」に改め、同表百四十九の五の項中「介護保険法」を「健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法」に改め、同表百四十九の六の項を削り、同表二百四十八の六の項の次に次のように加える。

二百四十の八の六	汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料	土壌汚染対策法第二十七条の二第一項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	十三万円	承認申請のとき。
----------	----------------------	--	------	----------

二	二百 汚染土壌処 理業者であ る法人の合 併又は分割 承認申請手 数料	土壌汚染対策法第二十七条の三 第一項の規定に基づく汚染土壌 処理業者である法人の合併又は 分割の承認の申請に対する審査	十三万円	承認申請 のとき。
二百 四十 八の 六の 三	汚染土壌処 理業相続承 認申請手数 料	土壌汚染対策法第二十七条の四 第一項の規定に基づく汚染土壌 処理業の相続の承認の申請に対 する審査	十三万円	承認申請 のとき。
四 六の 八の 四 二				

別表第一の二百五十の五の項の次に次のように加える。

二百 五十 の七	二以上の事 業者による 産業廃棄物 の処理に係 る特例認定 の変更認定	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第十二条の七第七項の規定 に基づく二以上の事業者による 産業廃棄物の処理に係る特例の 認定の申請に対する審査	十四万七千 円	認定申請 のとき。
二百 五十	二以上の事 業者による 産業廃棄物 の処理に係 る特例認定 の変更認定	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第十二条の七第七項の規定 に基づく二以上の事業者による 産業廃棄物の処理に係る特例の 認定に係る事項の変更の認定の 申請に対する審査	十三万四千 円	変更認定 申請のと き。

別表第一の二百六十五の六の項中「七万五千元」を「六万七千元」に改め、同表三百七十一の項中「又は第十三項ただし書」を「第十三項ただし書又は第十四項ただし書」に改め、同表三百七十三の四の項、三百七十四の項、三百八十の項、三百八十三の項、三百八十五の項、三百八十八の三の項及び三百九十五の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第二の二の項中「五千元」を「六千五百円」に、「三千四百円」を「四千五百円」に、「二千七百元」を「三千六百元」に改め、同表三の項中「五千元」を「五千七百元」に、「三千四百円」を「三千八百円」に改め、同表九の項中「一万六千九百円」を「一万七千七百元」に改める。

(奈良県警察手数料条例の一部改正)

第二条 奈良県警察手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の表一の項中「二万五千元」を「二万二千元」に改める。

第四条の表七の項及び十二の項中「二千元」を「千八百円」に改める。

第五条の二の表二の項中「千五百円」を「千六百元」に改め、同表三の項中「千円」を「千百元」に改める。

第六条の表二の項中「四千六百元」を「五千四百円」に改める。

第七条の表三の項中「二千四百円」を「二千百元」に改める。

第八条の表二の項中「千六百元」を「千八百円」に改め、同表四の項中「二千二百円」を「千九百元」に改める。

第九条の表八の項中「二千元」を「千八百円」に改め、同表十一の項中「三千八百五十円」を「千四百円」に、「二千百元」を「八百円」に改め、同表十二の項及び十三の項中「千円」を「千百元」に改め、同表十六の項中「千五百円」を「千八百円」に、「四千六百五十円」を「五千百元」に、「七千五百五十円」を「七千九百五十円」に改める。

第十条第二項の表一の項中「千六百元」を「千五百五十円」に、「四千四百円」

を「四千百円」に、「七千五十円」を「六千六百円」に、

条の二第一 項第三号又 は第五号に 該当して同 項の規定の 適用を受け る場合

五十円

を

法第九十七 条の二第一 項第三号又 は第五号に 該当して同 項の規定の 適用を受け る場合
--

千九百円

に、「二千二百円」を

「二千五百五十円」に、「三千百円」を「三千三百五十円」に、「二千九百五十円」

を「二千六百円」に、「四千五百円」を「四千五十円」に、

法第九十七 条の二第一 項の規定の 適用を受け る場合

千八百

千七百五十円

五十円

を

法第九十七
条の二第一
項の規定の
適用を受け
る場合

千九百円

に、

千九百円

四千五百五十
第九十七条第
二号に掲げる
ついで行う試
安委員会が提
自動車を使用
ける場合に
七千六百五十

千七百円

円（法 一項第 事項に 験を公 供する して受 っては、 円）		
を		
四千八百円（法第九 十七条第一項第二号 に掲げる事項につい て行う試験を公安委 員会が提供する自動 車を使用して受ける 場合にあつては、七 千六百五十円）	千九百円	

に、「二千八百五十円」を「二千九百円」

に、「四千四百円」を「四千三百五十円」に改め、同表二の項中「四千五十円」を「三千九百円」に、「六千七百元」を「六千四百円」に、「三千八百五十円」を「三千七百五十円」に、「四千七百五十円」を「四千五百五十円」に改め、同表三の項中「二千円」を「千九百円」に、「四千六百五十円」を「四千四百円」に、「千九百五十円」を「千七百五十円」に、「二千八百五十円」を「二千五百五十円」に、「千七百五十円」を「千六百五十円」に、「三千三百円」を「三千百円」に、「千五十円」を「千円」に改め、同表四の項及び五の項中「千百円」を「千五百円」に改め、

同表六の項中

免許証の更新（法第百 一条の二の二第一項の	二千五百円	免許証の更 一条の二の
を		

規定により免許証の更
新の申請をする場合)

規定により
新の申請を

新（法第百
二第一項の
免許証の更
する場合）

二千五百五十円

に改め、同表八の項中「六百五十円」を「七百

五十円」に改め、同表九の項中「千四百五十円」を「千四百円」に、「三千円」を「二千八百五十円」に改め、同表十の項中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同表十一の項中「二万三千百円」を「二万三千四百円」に、「一万九千六百五十円」を「一万九千五百円」に、「一万四千五百円」を「一万四千七百円」に、「二万千七百円」を「二万千五百円」に改め、同表十二の項中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同表十三の項中「一万四千六百円」を「一万四千五百五十円」に、「一万千八百円」を「一万千八百五十円」に、「九千四百円」を「九千六百五十円」に、「二万二千七百五十円」を「一万二千四百五十円」に改め、同表十四の項中「二千四百円」を「二千

三百五十円」に改め、同表十五の項中「二千百円」を「千九百五十円」に、

大型
免許
自動
又は
自動
に係
(準)
自動車
係る
あつ
普通
免許

自動車、中型、中型自動車免許、準中型自動車免許、中型自動車免許に係る講習に、
（普通自動車免許を受け、
普通自動車免許を受ける者に
対するものに限る。）

講習一時間について
四千五百円

を

大型自動車免許、中型自動車免許、
又は準中型自動車免許に係る講習
（準中型自動車免許に係る講習に
あつては、普通自動車免許を受け
ている者に對するものに限る。）

講習一時間について
四千四百五十円

に、

に對して
限す

三千四百円」を「三千五百円」に、「二千四百五十円」を「二千八百円」に、

大型自動車
係

大型自動車免許に係る講習
講習一時間について
四千五百円

を

大型自動車免許に係る講習
講習一時間について
四千四百五十円

に、

「講習一時間について千四百円」を「講習一時間について千五百円」に、「講習一時間について千三百円」を「講習一時間について千四百円」に、「講習一時間について六百五十円」を「講習一時間について七百五十円」に、「講習一時間について二千四百円」を「講習一時間について二千四百五十円」に、「四千六百五十円」を「五千円」に、「七千五百五十円」を「七千九百五十円」に、「五千六百五十円」を「五千八百円」に、「二千円」を「二千二百五十円」に、「四千三百円」を「四千四百五十円」に

二千四百円

二千三百五十円

円」に、

を

に、「一万三千

二百円」を「一万二千五百円」に、「千九百円」を「二千円」に改め、同条第三項の表一の項中「三千六百円」を「三千五百五十円」に、「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同表三の項中「二千四百五十円」を「二千五百円」に、「千九百五十円」を「二千円」に改め、同表四の項中「二千四百五十円」を「二千五百円」に、「千九百五十円」を「二千円」に改め、同表五の項中「二千円」を「二千三百五十円」に、「千九百五十円」を「千九百円」に、「二千五百円」を「二千六百五十円」に改め、同表六の項中「千七百五十円」を「千八百円」に、「二千円」を「二千五十円」に改め、同表の備考一中「二千四百五十円」を「二千三百五十円」に、「八百五十円」

を「九百円」に、「千五十円」を「千円」に、「三千円」を「二千九百円」に改め、同表の備考二中「五百五十円」を「五百円」に、「三百五十円」を「三百円」に改め、同条第四項の表一の項中「三千六百円」を「三千五百五十円」に、「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同表二の項中「千三百五十円」を「千四百円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に、「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表三の項中「千二百五十円」を「千三百円」に、「千二百円」を「千二百五十円」に、「千円」を「千二百五十円」に改め、同表四の項及び五の項中「千五百五十円」を「千六百円」に改め、同表六の項中「千四百円」を「千五百円」に、「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同表の備考一中「二千五百円」を「二千四百円」に、「三百五十円」を「二千八百五十円」に改め、同表の備考二中「二百五十円」を「百五十円」に、「百円」を「百五十円」に改める。

第十二条の表一の項中「一万三千元」を「一万二千元」に改め、同表二の項中「千九百円」を「千七百円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中奈良県手数料条例別表第一の改正規定（同表十六の項を改める部分、同表十八の項を改める部分、同表二十一の項を改める部分及び同表二十三の項を改める部分に限る。）及び別表第二の改正規定（同表二の項を改める部分及び同表三の項を改める部分に限る。）は、同年五月一日から施行する。